

令和7年度 「令和7年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金」の給付について (家計急変者) (児童扶養手当認定者用)

この案内は児童扶養手当の全部停止者のうち、収入が原因で全部停止になっている方に無条件にお送りしておりますので、本案内の送付を受けた方が必ずしも本給付金の支給要件に該当している訳ではありません。つきましては以下の内容をお読みになり、本給付金の申請要件に該当しているか確認のうえ、申請されますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、お住まいの町役場の児童扶養手当担当窓口にて御相談ください。

1. 給付について

令和7年12月分の児童扶養手当が全部停止になっている方、又は令和7年12月以降に児童扶養手当を申請した方の中で「物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方」(以下「家計急変者」という。)に該当する方は、「ひとり親世帯生活支援特別給付金」を受給することができます。

給付される額は以下のとおりで、申請していただく必要があります。

児童1人当たり一律2万円

2. 支給要件と手続きについて

同封の「香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金申請書セット(家計急変者用)」の中にある「簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)【家計急変者】」及び「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)【家計急変者】」(扶養義務者等がいる場合のみ)をご覧ください。

まず、物価高騰の影響により、収入が減少したかご確認ください。

申請者、又は申請者の生活を経済的に支える扶養義務者等(以下に該当する方)が物価高騰の影響で収入が減少した場合に給付金を受給することができます。

扶養義務者等

- ・申請者の配偶者(養育者や配偶者障害などの場合)
- ・扶養義務者(申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族、又は兄弟姉妹)

その上で、令和8年1月以降(※1)で、物価高騰の影響により収入(※2)が減少した任意の1か月(※3)の収入を12か月に換算した収入が基準額以下であれば本給付金を受給できます。扶養義務者等(※4)がいる場合はその方の収入も基準額以下である必要があります。

具体的には、申請者本人及び扶養義務者等の収入見込額の申立書を作成して、それぞれ、収入が基準額以下になっているかご確認ください。

収入で計算した結果、該当しない場合でも、諸控除などにより、所得で計算した場合は該当することもありますので、その場合には「簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】」により計算してみてください。

その上で収入又は所得のいずれかが基準額以下の場合であれば、「香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金申請書(請求書)【家計急変者用】」を作成し、必要な添付書類を添えてご提出ください。

(※1)

- ・児童扶養手当の受給要件に該当するに至った日の属する月の翌月以降の任意の1か月を設定してください。
(例：令和8年2月に離婚し、同月から児童の監護を開始した場合には3月以降の任意の1か月を設定。但し、直近の家計の状況に基づく判定が可能となるよう、申請月に可能な限り近接する月を選定してください。)
- ・例えば、物価高騰前に既に児童扶養手当水準の収入になっており、物価高騰の影響を受けたため、今後1年間の収入見込みとしても収入基準額を上回らない方などについては、「簡易な収入見込額の申立書」の要件1「物価高騰の影響により、家計が急変しました。」にチェックすることに代えて、別途申立書を提出していただくことにより支給要件に該当する場合がありますので、このような場合には下記の「7. 問い合わせ先」までご相談ください。

(※2)

- ・賞与や持続化給付金などの臨時的な収入は収入には含まれません。

(※3)

- ・設定した任意の1か月間が年金支払月でなかった場合でも、今後1年間受給する見通しである場合には収入に含めてください。

(※4)

- ・申請時点における配偶者や扶養義務者について判定します。例えば、令和8年3月に同年2月分の収入額に基づく年間収入見込額により判定を行う受給者が、同年3月に扶養義務者を得た場合、扶養義務者の収入についても判定する必要があります。
- ・「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】については確認のため、**収入の有無にかかわらず、扶養義務者等に該当する方は全て提出（但し、収入の無い児童や収入の無い学生は除く。）**していただく必要がありますので、ご注意ください。

3. 振込口座について

ひとり親世帯生活支援特別給付金は原則として児童扶養手当の登録口座に振り込みます。申請書の受取口座欄は児童扶養手当と同じ口座情報を記入してください。もし、この口座以外に振り込む必要が生じたときには、下記の「7. 問い合わせ先」までご連絡ください。

4. 提出先・提出期限

(1) 提出先

下記の「7. 問い合わせ先」

(2) 申請期間

- ・令和8年6月9日～令和8年7月8日（土日・祝日・年末年始を除く。各町役場の開庁時間をご確認ください。）
- ・窓口での確認事項があるため、原則として窓口への持参による提出としておりますのでご了承ください。

5. 給付時期

申請受付後は香川県から決定の可否等や支給日について通知があります。

5. その他

申請様式等は下記ホームページからダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kodomokatei/hitorioya/r7kyuuhukin.html>

QRコード



7. 問い合わせ先

お住まいの町役場にお問い合わせください。

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------------|------------------------------|----------------|
| 土庄町健康福祉課 | 〒761-4192 小豆郡土庄町淵崎甲 1400-2 | 0879 (62) 7002 |
| 小豆島町健康づくり福祉課 | 〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95 | 0879 (82) 7038 |
| 三木町こども課 | 〒761-0692 木田郡三木町大字氷上 310 | 087 (891) 3322 |
| 直島町住民福祉課 | 〒761-3110 香川郡直島町 1122-1 | 087 (892) 2223 |
| 宇多津町保健福祉課 | 〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881 | 0877 (49) 8003 |
| 綾川町子育て支援課 | 〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299 | 087 (876) 6510 |
| 琴平町子ども・保健課 | 〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10 | 0877 (75) 6705 |
| 多度津町健康福祉課 | 〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目 3-95 | 0877 (33) 1134 |
| まんのう町福祉保険課 | 〒766-8503 仲多度郡まんのう町吉野下 430 | 0877 (73) 0124 |